入　札　公　告（電　子　入　札）

次のとおり一般競争に付します。

平成２７年１月２７日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長
大　山　　剛　二

１．調達内容

（１）契約件名

グループ（１）平成２７年度キャノン製及びリコー製プリンタ等用のトナー等消耗品の購入にかかる単価契約

グループ（２）平成２７年度キャノン製、リコー製及びデュプロ製印刷機等用のインク等消耗品の購入にかかる単価契約

グループ（３）平成２７年度理想科学製印刷機用のインク等消耗品の購入にかかる単価契約

（２）契約内容

兵庫労働局及び管下労働基準監督署及び公共職業安定所等にプリンタ・印刷機等用のトナー・インク等消耗品を納入する。詳細は、入札説明書及び仕様書等による。

※競争入札及び契約の締結は、上記グループごとに実施する。

２．競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）平成２５・２６・２７年度厚生労働省競争参加資格者（全省庁統一資格）において「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級で近畿地域の「物品の販売」で参加資格を得ている者であること。

（４）次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。

①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

②経営状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。

（５）厚生労働省から指名停止を受けていない者であること。

（６）労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がない者であること。

（直近２保険年度の労働保険料の未納がないこと。）

（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保

険、国民年金をいう。）に加入し、該当する制度の直近２年間の保険料の滞納がないこと。

３．入札書の提出場所等

（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-0044　兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号 神戸ｸﾘｽﾀﾙﾀﾜｰ１４階
兵庫労働局総務部総務課会計第一係　　電話：０７８－３６７－９１７３
担当：和木、川端

（２）入札説明書の交付期間
本公告の日から平成２７年２月１２日１７時００分まで（閉庁日・閉庁時間を除く）
＊兵庫労働局ホームページからダウンロードが可能。

（３）入札書の受付期間
平成２７年２月１６日９時００分から平成２７年２月１７日１７時００分まで

（４）開札日時・場所
平成２７年２月１８日
グループ（１）　１３時１５分
グループ（２）　１４時１５分
グループ（３）　１５時１５分
兵庫労働局　１６階第３共用会議室

４．電子入札方式の運用

本案件は、電子調達システムにより行う。
ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局への申し出及び届けを行った者に限り紙入札方式に変更することができる。

５．その他

（１）入札保証金及び契約保証金　免除

（２）入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」の内容を遵守する者でなければならず、かつ「誓約書」を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（３）入札の無効
本広告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、（２）の「誓約書」を提出

せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは「誓約書」に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

（４）契約書作成の要否　要

（５）落札者の決定方法

入札説明書に掲げる審査に合格しかつ予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。

（６）その他

詳細は、「入札説明書」による。

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

【ＦＡＸ送信票】

兵庫労働局総務部　総務課　会計第一係　行
（ＦＡＸ番号　０７８－３６７－９１６３）

入札件名	平成２７年度プリンタ・印刷機等用のトナー・インク等消耗品の購入にかかる単価契約	
参加入札方式 （いずれかに○）	電子調達システム	紙入札
参加予定グループ （いずれかに○、 複数選択可）	（１）トナー等消耗品 （２）インク等消耗品（キャノン製、リコー製、デュプロ製） （３）インク等消耗品（理想科学製）	
受領日 （ダウンロード日）		
法人名称又は屋号・事業主名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者ＦＡＸ番号		
備考 （質問事項）		

※　入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、
本票に記載のうえ、上記FAX番号へ必ず送信して下さい。

※　急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

入 札 説 明 書

平成２７年度

プリンタ・印刷機等用のトナー・インク等消耗品

の購入にかかる単価契約

本案件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きを使用するものとする。

※本件は、トナー・インク等のグループごとに入札、契約を行うものであり、入札書等は、参加する各々の案件について提出する必要があることに注意すること。

※本説明書並びに別添「仕様書」等を熟読の上、仕様を満たす物品を納入できる者のみ参加申請（申込）をすること。

兵　庫　労　働　局

１．契約担当官等

支出負担行為担当官　兵庫労働局総務部長　大山　剛二

調達機関番号　　０１７

所在地番号　　２８

２．調達内容

（１）件　　名

グループ（１）　平成２７年度キャノン製及びリコー製プリンタ等用のトナー等消耗品の購入にかかる単価契約

グループ（２）　平成２７年度キャノン製、リコー製及びデュプロ製印刷機等用のインク等消耗品の購入にかかる単価契約

グループ（３）　平成２７年度理想科学製印刷機用のインク等消耗品の購入にかかる単価契約

（２）品目・数量　　グループごとに、別添「購入品目及び予定数量一覧表」のとおり

（３）仕　　様　　グループごとに、別添「購入品目及び予定数量一覧表」及び「仕様書」のとおり

（４）納 入 場 所　　別添「納入場所一覧表」のとおり

（５）納 入 期 限　　平成２８年３月３１日（最終）

（６）発 注 回 数　　随時発注とする。

３．競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）平成２５・２６・２７年度厚生労働省競争参加資格者（全省庁統一資格）において「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級で近畿地域の「物品の販売」で参加資格を得ている者であること。

（４）次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。

①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

②経営状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。

（５）厚生労働省から指名停止を受けていない者であること。

（６）労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がない者であること。

（直近２保険年度の労働保険料の未納がないこと。）

（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金をいう。）に加入し、該当する制度の直近２年間の保険料の滞納がないこと。

４．入札にかかるスケジュール等について

（１）電子入札システムにより入札を行う場合

① 入札参加申請書受付開始

平成２７年１月２７日(火)　　９時００分から

※入札公告５（２）に掲げる「入札者に要求される事項」に基づき、グループ（１）の応札者は、平成２７年２月９日（月）１２時００分までに、別添「契約書（案)」、別添「仕様書」等の条件どおりに履行することが確認できる、支出負担行為担当官が別に指定する**「適合証明書」及びその添付資料を提出すること。（郵送不可。閉庁日・閉庁時間を除く。）**

※申請書に、**資格審査結果通知書、労働保険料領収書（直近２保険年度分）及び社会保険料領収書（直近２年間分）の写し**を添付すること。添付するファイル形式（拡張子）は「.bmp」「.jpg」「.pdf」とする。併せて、**支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」「役員等名簿」**も添付すること。

② 入札参加申請書受付締切

平成２７年２月１２日(木)　　１７時００分まで

③ 入札書の受付開始

平成２７年２月１６日(月)　　９時００分から

④ 入札書の受付締切

平成２７年２月１７日(火)　　１７時００分まで

※当局電子調達システムに到着するように提出すること。なお、当局電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に当局電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※添付ファイルとして、「入札金額内訳書」を入札書と同時に提出すること。

⑤ 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代理人による応札は認められない。

（２）紙による入札を行う場合

① 競争入札参加申込書の受付開始

平成２７年１月２７日(火)　　９時００分から

※郵送不可。閉庁日・閉庁時間を除く。

※入札公告５（２）に掲げる「入札者に要求される事項」に基づき、グループ（１）の応札者は、平成２７年２月９日（月）１２時００分までに、別添「契約書（案)」、別添「仕様書」等の条件どおりに履行することが確認できる、支出負担行為担当官が別に指定する**「適合証明書」及びその添付資料を提出すること。（郵送不可。閉庁日・閉庁時間を除く。）**

※申込書提出時に、**資格審査結果通知書、労働保険料領収書（直近２保険年度**

分）及び社会保険料領収書（直近２年間分）の写しを添付すること。併せて、**支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」「役員等名簿」**も添付すること。

また、電子調達システムによることができない手続きとして、別紙**「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**を参加申込以前に提出すること。

② 競争入札参加申込書の受付締切（必着）

平成２７年２月１２日(木)　　１７時００分まで

③ 入札書の受付開始

平成２７年２月１６日(月)　　９時００分から

※郵送不可。閉庁日・閉庁時間を除く。

④ 入札書の受付締切（必着）

平成２７年２月１７日(火)　　１７時００分まで

⑤ 入札書の提出方法

入札書は当局様式にて作成し、封筒（長形３号）に入れ封をし、割印（１カ所以上）をしたのち入札書受付締切日時までに持参すること。また、その封筒に氏名（法人の場合はその名称または商号)、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「○月○日開札、調達件名　入札書在中」と朱書きすること。

※「入札金額内訳書」を、入札書と併せて封入すること。

（３）開札

① 開札日時及び場所

すべて平成２７年２月１８日（水）

グループ（１）キャノン製及びリコー製プリンタ等用のトナー等消耗品

→　　**１３時１５分**

グループ（２）キャノン製、リコー製及びデュプロ製印刷機等用のインク等消耗品

→　　**１４時１５分**

グループ（３）理想科学製印刷機用のインク等消耗品

→　　**１５時１５分**

神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号　神戸クリスタルタワー１６階

兵庫労働局　１６階第３共用会議室

② 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③ 紙による入札の場合

紙入札による参加者は、開札時に立ち会わなければならない。その際、代表者でない者が立ち会う場合は、開札時に当局様式の委任状を提出すること。なお、第１回目の開札に立ち会わない紙入札参加者は、第２回目以降の再度入札を行うこととなった場合、その入札を辞退したものとして取り扱う。

また、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参しておくこと。

④　開札会場の入・出場について

立会者は、開札会場には開札の定刻までに入場すること。定刻が過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむを得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

（４）再度入札の取り扱いついて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再度入札を行う。なお、入札は初回を含めて３回を限度とする。

また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

（５）競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒６５０－００４４

兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号　神戸クリスタルタワー１４階

兵庫労働局総務部総務課会計第一係

担当：和木、川端

電話　０７８－３６７－９１７３　　ＦＡＸ　０７８－３６７－９１６３

５．適合証明書の審査

本件のうち、**グループ（１）**は、兵庫労働局において使用する消耗品について、製品をリサイクルすることで環境対策に資するとともに、予備在庫を減少させることで経費節減を図ることを目的としているが、一方で不具合の発生による業務への支障を防ぐため、消耗品の品質についても一定の水準を求めるものである。**グループ（１）の応札者は**本趣旨を理解したうえで、支出負担行為担当官が別に指定する**「適合証明書」及びその添付資料を提出すること。なお、「適合証明書」及びその添付資料を作成・提出するためにかかった費用については、応札者の負担とする。**

提出された適合証明書は、当局において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。適合証明書の合否については、入札書の受付開始日の前開庁日（平成２７年２月１３日（金））の１７時００分までに応札者に通知し、不合格となったものに係る応札者には、理由を付して通知するものとする。

６．落札者

（１）入札を行った者のうち、上記５による審査に合格しかつ兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。

７．入札及び開札に関する注意事項

（１）次の各号の一に該当する入札は無効とする。

１）競争入札参加申込書または、参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。

２）入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ね

た場合。

３）紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。

４）紙入札において入札書の金額を訂正した場合。

５）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に規定する者が入札した場合。

６）入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。

７）担当官が入札不完全と認めた場合。

８）入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合

９）誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。

（２）入札書には、入札者の住所・氏名の記入・押印（電子入札の場合は押印不要）をし、金額の記入は算用数字を使用し、最初の**数字の前に￥（エンマーク）を、末尾に．－（ピリオド　ハイフン）**を記入すること。

また、入札書に記載する金額については、別添「仕様書」別紙「購入品目及び予定数量一覧表」に記した所要数に単価を乗じて得た金額の総合計（税抜）価格とする。**なお、所要数は予定数量であり、発注数量ではない。**本件契約にかかる納入費（送料含む)、解体・組立費（使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等をリサイクルする場合に必要な費用等)、搬出費（使用済トナーカートリッジ、空トナー容器及び廃トナー等の回収にかかる費用等)、資材費、養生費等については全て落札者の負担とするため、入札者はその点を考慮すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

日付については入札書の提出日を記入すること（開札日ではない)。

（３）**入札金額内訳書は、入札書提出時（電子入札方式・紙入札方式双方）に提出を要する。**

（４）入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届を速やかに提出すること。

（５）入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。

（６）紙入札による者は、代表者が立ち会う場合は代表者印及び入札書２枚、代理人の場合は代理人印及び入札書２枚を持参すること。持参しない場合、再入札時に参加できないことがあるので留意すること。

（７）予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行なうこととする。なお、入札は初回を含めて三回までとし、落札者がない場合は、最低価格申込者と随意契約を行なうことがある。

（８）落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

（９）落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表する。また、開札結果について、当局ホームページに掲載するとともに情報公開法に基づき情

報公開請求がなされたときは、公開することがある。

（10）落札者は**法人登記簿謄本を提出すること**。

８．入札保証金及び契約保証金　　免除

９．前払金及び部分払　　なし

10．支払の条件　　別添「契約書（案）」のとおり

11．その他

（１）契約手続き等に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）契約書作成の要否　　要

（３）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

①ＦＡＱ・お問い合わせＵＲＬ　　https://www.geps.go.jp/faq/all

②電子調達システムヘルプデスクＵＲＬ　　https://www.geps.go.jp/contact_us

③電子調達システムヘルプデスクＴＥＬ

0570-014-889（ナビダイヤル）／017-731-3177（ＩＰ電話等の場合）

※参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には、兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで連絡すること。

（４）軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。

（５）**当該契約に関する疑義・質問については、書面により、平成２７年２月５日（木）１７時００分までに兵庫労働局総務課会計第一係に提出すること。　（ＦＡＸ可）**

（６）入札金額内訳書の様式については、希望者に対してエクセルファイルにて提供可能である。希望者は、兵庫労働局総務課会計第一係担当者に連絡のうえ、アドレスを通知すること。

（７）入札説明会は、実施しない。

仕　様　書　（グループ（1））

1　購入品目・予定数量

別添「購入品目及び予定数量一覧表（1）－①」及び「購入品目及び予定数量一覧表（1）－②」のとおり。

※予定数量はあくまでも予定であり契約数量ではないため、数量の増減については了承すること。

2　納入場所

別添「納入場所一覧表」のとおり。

3　契約期間

契約締結日から平成２８年３月３１日まで

4．発注・納入方法

（1）納入場所ごとの発注数量を記載した「発注書」を FAX 等で送信することにより発注を行う。その際、納入期限を発注日から１４日目以降の日を発注毎に設定する。納入日の前日までに発注担当者に対し納入予定日を書面等により報告すること。

（2）納入に当たっては、開庁日の午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までの間に完了すること。

（3）納入時には、発注担当者に対し「納品書」を交付すること。

（4）使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等の回収は、発注担当者より依頼した場合に下記６に従い回収すること。

（5）契約者は、納入、回収等にかかるすべての費用を負担すること。

5　規格・仕様

（1）株式会社キャノン製及び株式会社リコー製のプリンタ等の機器で支障なく使用可能であるトナー等の消耗品であり、当該機器本体のメーカーが保証する純正新品または純正リサイクル品、もしくは汎用リサイクル品を納入すること。なお、純正新品または純正リサイクル品のみに限っているものもあるため、詳細は、「購入品目および予定数量一覧表（1）－①」及び「同（1）－②」を確認すること。

（2）納入する品目ごとに、「国等における環境物品の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に適合する製品があれば、当該製品を納入すること。

（3）汎用リサイクル品については、以下の条件を満たしていること。

イ．汎用リサイクル品については、リターン方式、購入方式のいずれにも対応できること。

・リターン方式とは、契約者が納入場所から回収した純正品の使用済カートリッジ・空トナー容器にトナーを充填したものを納入する方式をいう。

・購入方式とは、契約者がストックしている純正品の使用済カートリッジ・空トナー容器を使用した汎用リサイクル品を納入する方式をいう。

ロ. 納入する品目ごとに、純正品の示す印刷可能枚数を印字することが可能であること、及び純正品と同等の印字品質を有していること。純正品の示す印刷可能枚数（約）については、「購入品目および予定数量一覧表（1）－①」及び「同（1）－②」を確認すること。

ハ. 汎用リサイクル品については、納入する品目ごとに、化学安全性が確認されていること。

ニ. 納入する品目ごとに、ＩＳＯ９００１及びＩＳＯ１４００１認証取得した製造工場で製造されたものであること。

ホ. 納入する品目ごとに、分解、清掃、トナーの充填、部品交換等必要な作業を行い、正常に使用できる状態にして納入できること、及びリサイクルした回数をカートリッジ・容器本体に表示できること。具体的には以下のとおり

・回収した純正品の使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等を分解し、部品の点検・清掃を行い、不良部品及び感光体ドラムの交換を行うこと。

・廃トナーを除去し、純正品の示す印字を可能とする容量の新しいトナーを充填すること。

・検査を行い印字内容の品質確認をすること。

・梱包は納入時までに品質を損なわない工夫を施して行うこと。

・容器本体表面及び梱包材表面に製品名、製造事業者名（ブランド名）、リサイクルした回数を明示すること。

6　使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等の回収

（1）使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等の無償回収システムがあること。

（2）使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等について、随時納入場所から１本（個）からでも回収依頼を行うため、契約業者は関係法令等に従い適切に処理すること。

（3）回収する日時は、回収場所担当者と調整すること。

7　留意事項

（1）納入する品目ごとに、納入後１年間（注：製造後１年間ではない）は保証期間とし、印字結果に不具合が生じた場合、又は容器等が破損している場合等は、不具合品の交換に応じること。実際に交換を行った際には、報告書（不具合等の原因の検証、講じた対策、対策によりえられた効果、その他連絡事項が記載されているもの。）を提出すること。それにかかる費用は全て契約者の負担とすること。

（2）納入品が原因による機器不具合及び故障が生じた場合に速やかに機器の修理復旧を行うこと。また、納入する品目ごとに、納入後１年間（注：製造後１年間ではない）は保証期間とし、機器の修理復旧に応じること。実際に修理復旧を行った際には、報告書（不具合等の原因の検証、講じた対策、対策によりえられた効果、その他連絡事項が記載されてい

るもの。）を提出すること。それらにかかる費用は契約者の負担とすること。なお、純正品及び純正リサイクル品について、機器メーカーとの協議を行うことが必要な場合には、契約者がその手続き一切を行い、その中で修理復旧費用の負担割合を決定する体制が講じられていること。

（3）純正リサイクル品又は汎用リサイクル品について、不測の事態により納入が不可能となった場合は、事前に通知のうえ同一の契約単価でもって純正品により納入を行うこと。

（4）本件業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

8　代金の請求および支払いについて

（1）契約業者は、納入した物品の代金を取りまとめて、「官署支出官　兵庫労働局長」あて請求書を提出すること。

（2）支払いは適正な請求書受理後３０日以内に、指定された契約業者名義の金融機関口座に振り込むものとする。

別紙

購入品目および予定数量一覧表（１）－①（キャノン製プリンタ等用のトナー等消耗品）

No.	品　名	純正品番	備考（印刷可能枚数(約）等）	購入予定数量
1	EP-86 トナーカートリッジ（イエロー）	CRG-EP86YEL	約12,000ページ *A4普通紙に5%印字比率で片面連続印刷した場合の数値。(※注1)	5 本
2	EP-86 トナーカートリッジ（マゼンダ）	CRG-EP86MAG	約12,000ページ *A4普通紙に5%印字比率で片面連続印刷した場合の数値。(※注1)	5 本
3	EP-86 トナーカートリッジ(シアン)	CRG-EP86CYN	約12,000ページ *A4普通紙に5%印字比率で片面連続印刷した場合の数値。(※注1)	5 本
4	EP-86 トナーカートリッジ（ブラック）	CRG-EP86BLK	約13,000ページ *A4普通紙に5%印字比率で片面連続印刷した場合の数値。(※注1)	5 本
5	トナーカートリッジ 508 II	CRG-508Ⅱ	約6,000ページ *JIS X 6931（ISO/IEC19752）に基づき、A4普通紙に片面連続印刷した場合の平均値。	10 本
6	トナーカートリッジ 509VP	CRG-509VP	約12,000ページ×2本 *JIS X 6931（ISO/IEC19752）に基づき、A4普通紙に片面連続印刷した場合の平均値。	20 Ｐ

※備考欄に掲げる印刷可能枚数は純正品の公表値によるものであるため、詳細は純正品の仕様を確認すること。

※注１：カラー印刷のみを行った場合の印刷可能ページである。

別紙

購入品目および予定数量一覧表（１）－②（リコー製プリンタ等用のトナー等消耗品）

No.	品　名	純正品番	備考（印刷可能枚数（約）等）	購入予定数量	
1	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　シアン　Ｃ７１０	515289		35	本
2	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　マゼンタ　Ｃ７１０	515290		40	本
3	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　イエロー　Ｃ７１０	515291		35	本
4	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　ブラック　Ｃ７１０	515292		120	本
5	ＩＰＳｉＯ　ＳＰドラムユニット　カラー　Ｃ７１０	515308	＊ドラムユニットＣ／Ｍ／Ｙ用３本セット	20	個
6	ＩＰＳｉＯ　ＳＰドラムユニット　ブラック　Ｃ７１０	515296		50	個
7	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　ブラック　Ｃ７３０Ｈ	600528		120	本
8	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　シアン　Ｃ７３０Ｈ	600529		40	本
9	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　マゼンタ　Ｃ７３０Ｈ	600530		40	本
10	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　イエロー　Ｃ７３０Ｈ	600531		45	本
11	ＩＰＳｉＯ　ＳＰ廃トナーボトル　Ｃ７３０	306593		100	本

※メーカー純正品に限る。

仕　様　書　（グループ（２））

１　調達品目

別添「購入品目および予定数量一覧表（２）－①」、「購入品目および予定数量一覧表（２）－②」、「購入品目および予定数量一覧表（２）－③」のとおり。

２　規格・仕様

株式会社キャノン製、株式会社リコー製、株式会社デュプロ製のインクジェットプリンタ、印刷機等の機器で支障なく使用可能であるインクカートリッジ、インク等の消耗品であり、当該機器本体のメーカーが保証するメーカー純正新品に限る。

３　予定数量

上記１に掲げる別添「購入品目および予定数量一覧表」のとおり。

※予定数量はあくまでも予定であり、数量の増減については了承すること。

４　発注方法

納入場所ごとの発注数量を記載した「発注書」を FAX 等で送信することにより行う。

５　履行（納入）場所

別添「納入場所一覧表」の通り

６　納入期限等

（１）発注日から１４日目以降の日を発注毎に設定する（開庁時間内に納入すること)。また納入時には「納品書」を交付すること。

（２）納品日の前日までに担当者あてに納品予定日を書面等により報告すること。

（３）使用済インクカートリッジの回収は、発注担当者より依頼した場合に下記７に従い回収すること。

（４）契約者は、納入、回収等にかかるすべての費用を負担すること。

７　使用済インクカートリッジの回収

（１）使用済インクカートリッジの無償回収システムがあること（共同回収も含む)。

（２）使用済インクカートリッジについて、随時納入場所から１個からでも回収依頼を行うため、契約業者は関係法令等に従い適切に処理すること。

（３）回収する日時は、回収場所担当者と調整すること。

８　契約期間

契約締結日から平成２８年３月３１日まで

9　留意事項

（1）契約品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、事前に通知のうえ後継製品もしくは同等以上の製品を同一の契約単価で提供すること。

（2）納入物品に関して、納品日から１年以内に発見された瑕疵（不良品等）については契約業者において負担（交換）すること。

（3）本件業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

10　代金の請求および支払いについて

（1）契約業者は、納入した物品の代金を発注者が指定する区分に取りまとめて、「官署支出官　兵庫労働局長」あて請求書を提出する。

（2）支払いは適正な請求書受理後３０日以内に、指定された契約業者名義の金融機関口座に振り込むものとする。

別紙

購入品目および予定数量一覧表（２）－①（キャノン製印刷機等用のインク等消耗品）

No.	品　名	純正品番	備考（印刷可能枚数(約）等）	購入予定数量
1	インクタンクBCI-19Black　ブラック	BCI-19BK		25 個
2	インクタンクBCI-19Color　カラー	BCI-19CLR		10 個

※上記品番のメーカー純正品に限る。

別紙

購入品目および予定数量一覧表（２）－②（リコー製印刷機等用のインク等消耗品）

No.	品　名	純正品番	備考（印刷可能枚数（約）等）	購入予定数量	
1	マスター　ｍ－５０　＜Ａ３＞	613901	200版/1ロール(2ロール/1ケース)	20	箱
2	インキ　ｉ－５０　＜黒＞	613902	1,000ml/個	100	本
3	インキ　ｉ－５０　＜赤＞	613903	1,000ml/個	5	本
4	サテリオマスター　タイプＩ　＜Ａ３＞	613704	200版/ロール、2ロール/ケース	15	箱
5	サテリオインキ　タイプＩ　＜黒＞	613703	1,000ml/個	75	本
6	サテリオインキ　タイプＩ　＜赤＞	613706	1,000ml/個	5	本

※上記品番のメーカー純正品に限る。

購入品目および予定数量一覧表（２）－③（デュプロ製印刷機等用のインク等消耗品）

No.	品　　目			購入予定数量	
	品　名	純正品番	備考		
1	インク　ブラックSOY	ＤＵ０４Ｌ	1000ml	288	個
2	インク　カラーインク　レッド	ＤＵ２３Ｌ	1000ml	45	個
3	ロールマスター	ＤＲＵ８５	220版/本　2本入り	156	本

※上記品番のメーカー純正品に限る

仕　様　書　（グループ（３））

１　調達品目

別添「購入品目および予定数量一覧表（３）」のとおり。

２　規格・仕様

株式会社理想科学製の印刷機等の機器で支障なく使用可能であるインク等の消耗品であり、当該機器本体のメーカーが保証するメーカー純正新品に限る。

３　予定数量

上記１に掲げる別添「購入品目および予定数量一覧表」の通り

※予定数量はあくまでも予定であり、数量の増減については了承すること。

４　発注方法

納入場所ごとの発注数量を記載した「発注書」を FAX 等で送信することにより行う。

５　履行（納入）場所

別添「納入場所一覧表」の通り

６　納入期限等

（１）発注日から１４日目以降の日を発注毎に設定する（開庁時間内に納入すること）。また納入時には「納品書」を交付すること。

（２）納品日の前日までに担当者あてに納品予定日を書面等により報告すること。

７　使用済インクカートリッジの回収

（１）使用済インクカートリッジの無償回収システムがあること（共同回収も含む）。

（２）使用済インクカートリッジについて、随時納入場所から１個からでも回収依頼を行うため、契約業者は関係法令等に従い適切に処理すること。

（３）回収する日時は、回収場所担当者と調整すること。

８　契約期間

契約締結日から平成２８年３月３１日まで

９　留意事項

（１）契約品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、事前に通知のうえ後継製品もしくは同等以上の製品を同一の契約単価で提供すること。

（２）納入物品に関して、納品日から１年以内に発見された瑕疵（不良品等）については契約業者において負担（交換）すること。

（３）本件業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

10　代金の請求および支払いについて

（1）契約業者は、納入した物品の代金を発注者が指定する区分に取りまとめて、「官署支出官　兵庫労働局長」あて請求書を提出する。

（2）支払いは適正な請求書受理後３０日以内に、指定された契約業者名義の金融機関口座に振り込むものとする。

購入品目および予定数量一覧表（３）（理想科学製印刷機用のインク等消耗品）

No.	品目			購入予定数量	
	品名		備考		
1	インクカートリッジ	ＲＩＳＯインクＤタイプＨＧ	1000ml　黒	366	本
2	インクカートリッジ	ＲＩＳＯインクＤタイプ	1000ml　赤	31	本
3	マスター	ＲＩＳＯマスターＤタイプＨＤ	220版相当/１ロール 耐刷枚数4000枚	184	本
4	インクカートリッジ	ＲＩＳＯＳＯＹインクＲＰタイプ	黒	12	本
5	マスター	リソグラフＲＰマスター０７		4	本

※上記品番のメーカー純正品に限る

納入場所一覧表

	納入場所名	郵便番号	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号	担当部門
1	兵庫労働局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー１４階	078-367-9173	078-367-9163	総務課
2	ハローワーク助成金デスク	651-0083	神戸市中央区浜辺通2-1-30　三宮国際ビル５階	078-221-5440		
3	神戸東労働基準監督署	650-0024	神戸市中央区海岸通29　神戸地方合同庁舎３階	078-332-5353	078-332-5918	業務課
4	神戸西労働基準監督署	652-0802	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-576-1831	078-575-0275	業務課
5	尼崎労働基準監督署	660-0892	尼崎市東難波町4-18-36　尼崎地方合同庁舎１階	06-6481-1541	06-6482-5669	業務課
6	姫路労働基準監督署	670-0947	姫路市北条1-83	079-224-1481	079-224-1485	業務課
7	伊丹労働基準監督署	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6　伊丹労働総合庁舎３階	072-772-6224	072-772-6226	監督課
8	西宮労働基準監督署	662-0942	西宮市浜町7-35　西宮地方合同庁舎３階	0798-26-3733	0798-26-3799	業務課
9	加古川労働基準監督署	675-0017	加古川市野口町良野1737	079-422-5001	079-422-5004	業務課
10	西脇労働基準監督署	677-0015	西脇市西脇885-30　西脇地方合同庁舎４階	0795-22-3366	0795-22-5001	監督課
11	但馬労働基準監督署	668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145	0796-22-5146	監督・安衛課
12	相生労働基準監督署	678-0031	相生市旭1-3-18　相生地方合同庁舎３階	0791-22-1020	0791-22-1021	監督・安衛課
13	淡路労働基準監督署	656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591	0799-22-2536	監督・安衛課
14	神戸公共職業安定所	650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4605	078-360-3756	庶務課
15	神戸港労働出張所	650-0042	神戸市中央区波止場町6-11	078-351-1671		
16	三田出張所	669-1531	三田市天神1-5-25	079-563-8609		
17	神戸新卒応援ハローワーク	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー１２階	078-351-3371		
18	女性就業相談室	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー７階	078-360-8260		
19	ワークサポートたるみ	655-8570	神戸市垂水区日向1-5-1　レバンテ垂水１階	078-704-5011		
20	ワークサポートながた	653-0016	神戸市長田区北町3-4-3　長田区役所２階	078-579-8120		
21	ワークサポートすま	654-0022	神戸市須磨区大黒町4-1-1　須磨区役所３階	078-737-4711		
22	ワークサポートきた	651-1195	神戸市北区鈴蘭台西町1-25-1　北区役所３階	078-591-7666		
23	灘公共職業安定所	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7986	078-861-8001	庶務課
24	ハローワークプラザ三宮	651-0088	神戸市中央区小野柄通7-1-1　日本生命三宮駅前ビル１階	078-231-8609		
25	三宮新卒応援ハローワーク	651-0088	神戸市中央区小野柄通7-1-1　日本生命三宮駅前ビル１１階	078-231-8605		
26	ワークサポートひがしなだ（H26新設）	658-0052	神戸市東灘区住吉東町5-2-1 東灘区役所１階　福祉事務所内	未定		
27	尼崎公共職業安定所	661-0021	尼崎市名神町3-12-2	06-6428-0065	06-6422-1690	庶務課
28	ハローワーク尼崎マザーズコーナー	661-0012	尼崎市南塚口町2-1-3-501　塚口サンサンタウン　３番館　５階	06-6421-0810		
29	尼崎所早期再就職支援コーナー	661-0012	尼崎市南塚口町2-12-18　塚口若松ビル２階	06-6428-7490		
30	ワークサポートあまがさき（H26新設）	660-0051	尼崎市東七松町1-23-1 尼崎市役所１階　福祉事務所内	06-6489-6455		
31	西宮公共職業安定所	662-0862	西宮市青木町2-11	0798-75-6718	0798-71-8757	庶務課
32	ワークサポート宝塚	665-0845	宝塚市栄町2-1-2　ソリオⅡ　７階	0797-81-4400		
33	しごとサポート　ウェーブにしきた	663-8204	西宮市高松町4-8　プレラにしのみや４階	0798-68-1021		
34	姫路公共職業安定所	670-0947	姫路市北条字中道250	079-222-4433	079-222-4437	庶務課
35	姫路公共職業安定所大手前庁舎	670-0902	姫路市白銀町50　日本生命姫路ビル３階	079-222-4782		
36	ハローワークステーション姫路	670-0927	姫路市駅前町265　KTビル３階	079-285-1186		
37	ワークサポートひめじ（H26新設）	670-0955	姫路市安田4-1 姫路市役所１階　生活援護室内	079-221-2981		
38	加古川公共職業安定所	675-0017	加古川市野口町良野1742	079-421-9293	079-422-2613	庶務課
39	ハローワークプラザ加古川	675-0066	加古川市加古川町寺家町45　JAビル（加古川産業会館）４階	079-425-5115		
40	伊丹公共職業安定所	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6　伊丹労働総合庁舎	072-772-8625	072-772-8629	庶務課
41	川西しごと・サポートセンター	666-0015	川西市小花1-8-1-206　パレットかわにし２階	072-757-6380		

42	明石公共職業安定所	673-0891	明石市大明石町2-3-37	078-912-2279	078-912-2297	庶務課
43	豊岡公共職業安定所	668-0024	豊岡市寿町8-4　豊岡地方合同庁舎	0796-23-3101	0796-24-4881	庶務課
44	香住出張所	669-6544	美方郡香美町香住区香住844-1	0796-36-0136		
45	八鹿出張所	667-0021	養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217		
46	和田山分室	669-5202	朝来市和田山町東谷105-2	079-672-2116		
47	西脇公共職業安定所	677-0015	西脇市西脇885-30　西脇地方合同庁舎	0795-22-3181	0795-22-3969	庶務課
48	加西市ふるさとハローワーク	675-2312	加西市北条町北条28-1　アスティアかさい４階	0790-42-7600		
49	洲本公共職業安定所	656-0021	洲本市塩屋2-4-5(4月5日まで)	0799-22-0620	0799-22-6750	管理課
		656-0021	洲本市塩屋1-439-1(4月6日以降)			
50	柏原公共職業安定所	669-3309	丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070	0795-72-1282	管理課
51	篠山出張所	669-2341	篠山市郡家403-11	079-552-0092		
52	丹(まごころ)ワークサポートたんば	669-4192	丹波市春日町黒井811　丹波市春日庁舎４階	0795-74-3660		
53	龍野公共職業安定所	679-4167	たつの市龍野町富永1005-48	0791-62-0981	0791-62-0989	庶務課
54	相生出張所	678-0031	相生市旭1-3-18　相生地方合同庁舎１階	0791-22-0920		
55	赤穂出張所	678-0232	赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376		
56	西神公共職業安定所	651-2273	神戸市西区糀台5-3-8	078-991-1100	078-991-7244	庶務課
57	三木市ふるさとハローワーク	673-0433	三木市福井1933-12　サンライフ三木	0794-86-8609		

※洲本公共職業安定所は4月6日に移転予定である。(電話番号、FAX番号、担当部門に変更はなし)
※グループ(3)に関しては、納入予定場所は姫路所、姫路所大手前庁舎、伊丹所、明石所、豊岡所、香住出張所、洲本所、龍野所であるが、契約期間中に上記表納入場所が増減する場合があるので対応すること。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

住　所

氏　名　　印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

　貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

１．入札案件名

　平成２７年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消耗品の購入にかかる単価契約

２．電子調達システムでの参加ができない理由
　（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れている為

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。

競　争　入　札　参　加　申　込　書　（紙　入　札　方　式）

平成　　年　　月　　日

支 出 負 担 行 為 担 当 官
兵 庫 労 働 局 総 務 部 長
大 山　剛 二　殿

申込人

住　所

氏　名　　印

下記競争入札案件に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

件　　名　　平成２７年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消耗品の購入にかかる単価契約

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。

誓　約　書

□　私
□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　印

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。

役　員　等　名　簿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日

（注）法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

（代理人用）

委　任　状

私儀

今般　　印　を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

１．件名　　平成２７年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消耗品の購入契約にかかる単価契約

２．委任事項　　上記１にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる復代理人の選任に関する権限

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

競争入札参加者
所 在 地
事業所名
代表者名　　印

（復代理人用）

委　任　状

私儀

今般　　印　を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

１．件名　　平成２７年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消耗品の購入契約にかかる単価契約

２．委任事項　　上記１にかかる入札及び見積に関する一切の権限

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

競争入札参加者（代理人）
所 在 地
事業所名
代表者名　　印

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

１．入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その**法人の本店、または本社**に所属する場合は、**委任状【代理人用】を使用してください。**

「競争入札参加者」･･･その法人の代表者

「代理人」　　･･･入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

２．入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その**法人の支店、または営業所等**に所属する場合は、**委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の２枚が必要**になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（１枚目)】

「競争入札参加者」･･･その法人の代表者

「代理人」　　･･･入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する**支店または営業所等の長**

【復代理人用（２枚目)】

「競争入札参加者（代理人)」

･･･１枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」　　･･･入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※　上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※　入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※　代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

適　合　証　明　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

競争入札参加者
住　所

氏　名　　印

（本件に関する問い合わせ先）
担当者の所属

氏名

電話番号

「平成２７年度キャノン製及びリコー製プリンタ等用のトナー等消耗品の購入にかかる単価契約」の入札公告及び入札説明書に記載の「入札者に要求される事項」に基づき、別紙のとおり証明するとともに、契約書、仕様書等の条件どおりに履行することを誓約いたします。

審査結果	入札者に要求される事項	合 ・ 否	契約書、仕様書等記載の条件を満たしていること。

（注）「合否」欄については、当局において記入する。
　　別紙に掲げる項目すべてに合格した場合に限り合格とする。

※競争入札参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。
※納入しようとする品目が**純正品又は純正リサイクル品であっても、別紙の項１、５、６、７について証明すること。**
※**本証明書及びその添付資料を作成・提出するためにかかった費用については、応札者の負担とする。**

別紙

項	事　項	合否	合否判定の根拠となる提出資料
1	納入しようとする品目ごとに、純正品の示す印刷可能枚数を印字することが可能であること、及び純正品と同等の印字品質を有していること。＜仕様書５（１）・（２）・（３）ロ関係＞		(1)納入しようとする品目ごとに、①純正品・純正リサイクル品・汎用リサイクル品の別、②グリーン購入法適合品の適否、③印字可能枚数を記載したリスト。 (2)納入しようとする品目ごとに、製造事業者（仕入元）が発行した品質証明書又は業界団体の基準認定証(純正品・純正リサイクル品は不要)。
2	汎用リサイクルトナーについては、納入しようとする品目ごとに、化学安全性が確認されていること。＜仕様書５（３）ハ関係＞		納入しようとする品目の製造事業者（仕入元）が発行した品質証明書。（有害物質を含んでいないことが分かるＳＤＳ等を添付すること。）
3	汎用リサイクル品については、ＩＳＯ９００１及びＩＳＯ１４００１認証取得した製造工場で製造されたものであること。＜仕様書５（３）ニ関係＞		納入しようとする品目の製造事業者（仕入元）がＩＳＯ９００１及びＩＳＯ１４００１の認証を取得していることが分かる書面。
4	汎用リサイクル品については、分解、清掃、トナーの充填、部品交換等必要な作業を行い、正常に使用できる状態にして納入できること、及びリサイクルした回数等を容器本体等に表示していること。＜仕様書５（３）ホ関係＞		(1)納入しようとする品目の製造事業者（仕入元）が発行した製造工程（リサイクルの概要）が分かる証明書。（左記の事項が容易に判別できるもの。純正品の使用済カートリッジ等を使用していることが判別できるもの。リターン方式、購入方式いずれにも対応できるもの。） (2)容器本体表面及び梱包材表面に、製品名及び製造事業者名（ブランド名）、リサイクル回数が明示されていることが分かるもの。
5	使用済トナーカートリッジ、空トナー容器、カートリッジ等の無償回収システムがあること。また、再利用不能な部品については法令に基づき適正に処分すること。＜仕様書６（１）・（２）関係＞		(1)回収方法が構築されていることが分かる競争入札参加者等が発行した証明書、もしくは製造事業者（仕入元）が発行した取扱説明書又はウェブサイトに回収方法、回収窓口が記載されていることが分かる書面。 (2)再利用不能部品の処分方法に係る製造事業者（仕入元）が発行した証明書。
6	納入しようとする品目ごとに、納入後１年間は保証期間とし不具合品の交換に応じること。それにかかる費用は全て落札者の負担とすること。＜仕様書７(１)関係＞		左記のサポート体制が分かる競争入札参加者等が発行した証明書、もしくは製造事業者（仕入元）が発行した取扱説明書又はウェブサイトにサポート体制が記載されていることが分かる書面。
7	納入品が原因による機器不具合及び故障が生じた場合に速やかに機器の修理復旧を行うこと。また、納入しようとする品目ごとに、納入後１年間は保証期間とし修理復旧に応じること。それにかかる費用は落札者の負担とすること。＜仕様書７(２)関係＞		左記のサポート体制が分かる競争入札参加者等が発行した証明書、もしくは製造事業者（仕入元）が発行した取扱説明書又はウェブサイトにサポート体制が記載されていることが分かる書面。

（注）「合否」欄については、当局において記入する。

辞　退　届

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

所 在 地
事業所名
代表者名　　印
代理人（復代理人）　　印

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件名　　平成２７年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消耗品の購入にかかる単価契約

入　　札　　書（紙入札方式）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長　大山　剛二　殿

所 在 地
事業所名
代表者名　　印
代理人（復代理人）　　印
※代理人（復代理人）に委任されている場合、社印及び代表者印は省略可

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容の物品について下記のとおり提出します。

件　　名　　平成２７年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 消耗品の購入にかかる単価契約

入札金額（総価格）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（消費税等抜き）

※　落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字３ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合、及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾３ケタを電子くじ番号とする。

※　契約価格については、入札書に記載された金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※　入札金額は算用数字で、数字の頭には**￥（エンマーク）**を、末尾には**．－（ピリオド　ハイフン）**を記載すること。

入札金額内訳書（１）－①（キャノン製プリンタ等用のトナー等消耗品）

No.	品　　目	純正品番	種別	購入予定数量	単価	金額
1	EP-86 トナーカートリッジ（イエロー）	CRG-EP86YEL		5 本		
2	EP-86 トナーカートリッジ（マゼンダ）	CRG-EP86MAG		5 本		
3	EP-86 トナーカートリッジ(シアン)	CRG-EP86CYN		5 本		
4	EP-86 トナーカートリッジ（ブラック）	CRG-EP86BLK		5 本		
5	トナーカートリッジ 508 II	CRG-508Ⅱ		10 本		
6	トナーカートリッジ 509VP	CRG-509VP		20 Ｐ		
					合計	

事業場名

※入札金額と一致しない場合については、入札金額をもって有効な入札と扱うものとするので、記載にあたってはよく点検すること。
※「種別」欄については、純正品の場合は①、純正リサイクル品の場合は②、汎用リサイクル品の場合は③と記入すること。品目の詳細は、
　先に提出された「適合証明書」に記されたものとする。
※単価、金額、合計欄については、消費税抜きの金額を記入すること。

入札金額内訳書（１）－②（リコー製プリンタ等用のトナー等消耗品）

No.	品　　目	純正品番	種別	購入予定数量		単価	金額
1	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　シアン　Ｃ７１０	515289	①	35	本		
2	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　マゼンタ　Ｃ７１０	515290	①	40	本		
3	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　イエロー　Ｃ７１０	515291	①	35	本		
4	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　ブラック　Ｃ７１０	515292	①	120	本		
5	ＩＰＳｉＯ　ＳＰドラムユニット　カラー　Ｃ７１０	515308	①	20	個		
6	ＩＰＳｉＯ　ＳＰドラムユニット　ブラック　Ｃ７１０	515296	①	50	個		
7	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　ブラック　Ｃ７３０Ｈ	600528	①	120	本		
8	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　シアン　Ｃ７３０Ｈ	600529	①	40	本		
9	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　マゼンタ　Ｃ７３０Ｈ	600530	①	40	本		
10	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　イエロー　Ｃ７３０Ｈ	600531	①	45	本		
11	ＩＰＳｉＯ　ＳＰ廃トナーボトル　Ｃ７３０	306593	①	100	本		
						合計	

事業場名

※入札金額と一致しない場合については、入札金額をもって有効な入札と扱うものとするので、記載にあたってはよく点検すること。
※「種別」欄については、純正品の場合は①、純正リサイクル品の場合は②、汎用リサイクル品の場合は③と記入すること。品目の詳細は、
　先に提出された「適合証明書」に記されたものとする。
※単価、金額、合計欄については、消費税抜きの金額を記入すること。

入札金額内訳書（２）－①（キャノン製印刷機等用のインク等消耗品）

No.	品　　目	純正品番	購入予定数量	単価	金額
1	インクタンクBCI-19Black　ブラック	BCI-19BK	25 個		¥0
2	インクタンクBCI-19Color　カラー	BCI-19CLR	10 個		¥0
				合計	¥0

事業場名

入札金額内訳書（２）－②（リコー製印刷機等用のインク等消耗品）

No.	品　　目	純正品番	購入予定数量		単価	金額
1	マスター　ｍ－５０　＜Ａ３＞	613901	20	箱		¥0
2	インキ　ｉ－５０　＜黒＞	613902	100	本		¥0
3	インキ　ｉ－５０　＜赤＞	613903	5	本		¥0
4	サテリオマスター　タイプＩ　＜Ａ３＞	613704	15	箱		¥0
5	サテリオインキ　タイプＩ　＜黒＞	613703	75	本		¥0
6	サテリオインキ　タイプＩ　＜赤＞	613706	5	本		¥0
					合計	¥0

事業場名

入札金額内訳書（２）－③（デュプロ製印刷機等用のインク等消耗品）

No.	品目			購入予定数量		単価	金額
	種別	品番	備考				
1	インク　ブラックSOY	ＤＵ０４Ｌ	1000ml	288	個		
2	インク　カラーインク　レッド	ＤＵ２３Ｌ	1000ml	45	個		
3	ロールマスター	ＤＲＵ８５	220版/本　2本入り	156	本		
						合計	

事業場名

入札金額内訳書（３）（理想科学製印刷機用のインク等消耗品）

No.	品目			購入予定数量		単価	金額
	種別	品番	備考				
1	インクカートリッジ	ＲＩＳＯインクＤタイプＨＧ	1000ml　黒	366	本		
2	インクカートリッジ	ＲＩＳＯインクＤタイプ	1000ml　赤	31	本		
3	マスター	ＲＩＳＯマスターＤタイプＨＤ	220版相当/１ロール 耐刷枚数4000枚	184	本		
4	インクカートリッジ	ＲＩＳＯＳＯＹインクＲＰタイプ	黒	12	本		
5	マスター	リソグラフＲＰマスター０７		4	本		
						合計	

事業所名 _____

契　約　書

発注者　支出負担行為担当官　兵庫労働局総務部長　大山　剛二（以下「甲」という。）と、
受注者　　（以下「乙」という。）とは、
平成２７年度キャノン製及びリコー製プリンタ等用のトナー等消耗品の売買・納入に関して、次の条項により単価契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　　乙は、別添「仕様書」等に基づき、甲の依頼する株式会社キャノン製及び株式会社リコー製プリンタ等の機器用のトナー等消耗品の納入を実施し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額及び契約物品の仕様等）
第２条　　本契約金額等は、下記のとおりとする。
（１）契約金額　　別紙「契約単価一覧表」のとおり。
（２）品目・仕様　別紙「契約単価一覧表」及び「仕様書」のとおり。
（３）その他　　別紙「仕様書」及び「適合証明書（写)」のとおり。

（契約保証金）
第３条　　甲は、本契約の保証金を免除する。

（納　　入）
第４条　　物品を甲が指定する場所に納入するまでに要する費用は、乙が負担する。
２　納入場所は、別紙「納入場所一覧表」のとおり。
３　発注は、随時行うことができる。納入期日については、発注日から１４日後以降の日を発注毎に設定する（納入場所必着)。最終納入期限は、平成２８年３月３１日とする。
４　甲は乙に対して分割納入を指示することができるものとする。この場合、乙は納入先担当者と調整のうえ、分割納入を行う。
５　追加注文など早急な納入が必要となった場合は、上記の納入期日にかかわらず、柔軟に対応すること。
６　納入日の前日までに発注担当者あてに納入予定日を書面等により報告すること。
７　納入時には、各納入場所に「納品書」を交付すること。

（検　　査）
第５条　　甲は、乙が物品を納入した日から１０日以内に検査を行わなければならない。
２　乙は、前項による検査の結果、不合格となった物品は、これを直ちに持ち去らなければならない。もし持ち去らないときは、甲は、これを処分することができる。
３　この検査は、納入場所において実施する。

４　甲は、この検査を終了したうえで納入物品の引き渡しを受けるものとし、引き渡しを終了した日をもって所有権移転の時期とする。

（使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等の回収）

第６条　　使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等は無償回収すること。

２　使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等について、別紙「納入場所一覧表」記載の各官署から随時、１本からでも回収依頼を行うため、乙は関係法令等に従い適切に処理すること。

３　契約期間中に甲が回収依頼した使用済トナーカートリッジ、空トナー容器等については、他業者（前年度契約業者）が納品したものについても回収すること。

４　回収する日時は、回収場所担当者と調整すること。

（納入期限の延長・履行遅滞の場合における損害金等）

第７条　　乙は第４条の納入期限内に合格品を納入できないときは、その理由を明示して甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

２　甲は、乙が第４条の納入期限内に合格品を納入しない場合において、特に損害金を徴し、納入期限の延期を許可することができる。損害金の額は、当該発注に係る代金相当額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額とする。

３　乙は、天災・地変その他乙の責に帰し得ない事由により、第４条の期限内に合格品を納入しない場合は、その理由を記して甲に納入期限の延長を請求することができる。この場合甲は、その請求が正当と認められるときは、前項の損害金を免除する。

（仕様の変更）

第８条　　甲の申し出により、物品の仕様などに変更が生じた場合、乙はこの申し出を拒むことはできない。

ただし、その場合第２条の契約金額の増減及び第４条の納入期限の伸縮については、甲、乙協議の上決定する。

（代金の請求）

第９条　　乙は、検査に合格した物品の代金を取りまとめて、早期に官署支出官兵庫労働局長に請求書を提出する。

２　代金請求の際には、契約金額に消費税率を乗じて得た額を加算する。

（代金の支払）

第１０条　　甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

２　甲は、自己の責に期すべき事由により支払を遅延した場合は、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

（瑕疵担保責任）

第１１条　　物品の所有権移転の後、１年以内に隠れた瑕疵又は、指定した仕様に適合しないものを発見したときは、乙は、甲の指示に従って、他の指定した仕様に適合した物品と取り換え、若しくは、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。

（権利義務の譲渡、継承及び再委託等の禁止）

第１２条　　甲又は乙は、本契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡又は、継承してはならない。

２　乙は、本契約にかかる業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

（契約の解除）

第１３条　　甲は、下記事項の一に該当するときは本契約を解除する。

１　第４条の期限内に合格品を納入しないとき。

２　乙が完全に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

３　乙が本契約の解除を請求したとき。

４　甲が行う検査に際し、乙が甲の職務執行を妨げ、もしくは詐欺、その他の不正の行為を行ったとき。

（違約金）

第１４条　　乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に納入しなければならない。

２　甲は、前条３の請求が、天災地変その他正当な事由に基づくものと認めたときは、前項に基づく違約金の納入を免除する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１５条　　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第

２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１６条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が、刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１７条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第１８条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）
第１９条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第２０条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第２１条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第２２条　甲は、第１８条、第１９条及び第２１条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第１８条、第１９条及び第２１条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第２３条　　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約期間）

第２４条　　本契約期間は契約締結日から平成２８年３月３１日までとする。

（契約金額の改定）

第２５条　　本契約期間中に、経済変動その他の事由により契約金額が不当と認められるときは、甲、乙協議の上これを改定する。

（信義誠実の原則）

第２６条　　甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（条項解釈）

第２７条　　本契約に関し疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については甲、乙協議のうえ決定する。

以上

本契約の締結を証するため、本証書２通を作成し甲、乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　兵庫県神戸市中央区東川崎町１－1－３
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長

乙

契約単価一覧表

（１）－①キヤノン製プリンタ等用のトナー等消耗品

No.	品名	純正品番	種別	単価
1	EP-86 トナーカートリッジ（イエロー）	CRG-EP86YEL		
2	EP-86 トナーカートリッジ（マゼンダ）	CRG-EP86MAG		
3	EP-86 トナーカートリッジ(シアン)	CRG-EP86CYN		
4	EP-86 トナーカートリッジ（ブラック）	CRG-EP86BLK		
5	トナーカートリッジ 508 II	CRG-508Ⅱ		
6	トナーカートリッジ 509VP	CRG-509VP		

※　「種別」欄については、純正品の場合は①、純正リサイクル品の場合は②、汎用リサイクル品の場合は③と記載している。
品目の詳細は、別添「適合証明書（写）」のとおり。

※　単価欄については、消費税抜きの金額を記載している。

契約単価一覧表

（１）－②リコー製プリンタ等用のトナー等消耗品

No.	品名	純正品番	種別	単価
1	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　シアン　Ｃ７１０	515289	①	
2	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　マゼンタ　Ｃ７１０	515290	①	
3	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　イエロー　Ｃ７１０	515291	①	
4	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　ブラック　Ｃ７１０	515292	①	
5	ＩＰＳｉＯ　ＳＰドラムユニット　カラー　Ｃ７１０	515308	①	
6	ＩＰＳｉＯ　ＳＰドラムユニット　ブラック　Ｃ７１０	515296	①	
7	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　ブラック　Ｃ７３０Ｈ	600528	①	
8	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　シアン　Ｃ７３０Ｈ	600529	①	
9	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　マゼンタ　Ｃ７３０Ｈ	600530	①	
10	ＩＰＳｉＯ　ＳＰトナー　イエロー　Ｃ７３０Ｈ	600531	①	
11	ＩＰＳｉＯ　ＳＰ廃トナーボトル　Ｃ７３０	306593	①	

※　「種別」欄については、純正品の場合は①、純正リサイクル品の場合は②、汎用リサイクル品の場合は③と記載している。
品目の詳細は、別添「適合証明書（写）」のとおり。

※　単価欄については、消費税抜きの金額を記載している。

契　約　書

支出負担行為担当官　兵庫労働局総務部長　　（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、
平成２７年度キャノン製、リコー製及びデュプロ製印刷機等用インク等消耗品の売買・納入に関して、次の条項により単価契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　　乙は、別添「仕様書」等に基づき、甲の依頼する株式会社キャノン製、株式会社リコー製及び株式会社デュプロ製印刷機等の機器用のインク等消耗品の納入を実施し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額及び契約物品の仕様）
第２条　　本契約金額等は、下記のとおりとする。
（１）契約金額　　別紙「契約単価一覧表」のとおり。
（２）品目・仕様　　別紙「契約単価一覧表」及び「仕様書」のとおり。
（３）その他　　別紙「仕様書」のとおり。

（契約保証金）
第３条　　甲は、本契約の保証金を免除する。

（納　　入）
第４条　　物品を甲が指定する場所に納入するまでに要する費用は、乙が負担する。
２．納入場所は、別紙「納入場所一覧表」のとおり。
３．発注は、随時行うことができる。納入期日については、発注日から１４日後以降の日を発注毎に設定する（納入場所必着）。最終納入期限は、平成２８年３月３１日とする。
４．甲は乙に対して分割納入を指示することができるものとする。この場合、乙は納入先担当者と調整のうえ、分割納入を行う。
５．追加注文など早急な納入が必要となった場合は、上記の納入期限にかかわらず、柔軟に対応すること。
６．納品日の前日までに発注担当者あてに納品予定日を書面等により報告すること。
７．納入時には、各納品場所に「納品書」を交付すること。

（検　　査）
第５条　　甲は、乙が物品を納入した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。
２．乙は、前項による検査の結果、不合格となった物品は、これを直ちに持ち去らなければならない。もし持ち去らないときは、甲は、これを処分することができる。
３．この検査は、納入場所において実施する。
４　甲は、この検査を終了したうえで納入物品の引き渡しを受けるものとし、引き渡しを終了した日をもって所有権移転の時期とする。

（納入期限の延長・履行遅滞の場合における損害金等）

第６条　　乙は納入期限に合格品を納入できないときは、その理由を明示して甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

２．申し出があった場合において、その理由が天災・地変その他乙の責に帰し得ない事由であるときは、甲は相当と認める日数の延長を認めることができる。

３．乙が、自己の責に帰すべき理由により第４条の期限内に合格品を納入しない場合は、第１項の乙の申出に基づき、甲は乙に納入期限の延期を許可したうえで、甲は乙に損害金の支払いを請求することができる。

４．前項の損害金の額は、当該発注に係る代金相当額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額とする。

５．甲は、第２項の場合において、その申出が正当と認められるときは、前項の損害金を免除する。

（仕様の変更）

第７条　　甲の申し出により、物品の仕様などに変更が生じた場合、乙はこの申し出を拒むことはできない。

ただし、その場合第２条の契約金額の増減及び第４条の納入期限の伸縮については、甲、乙協議の上決定する。

２．契約品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、事前に通知のうえ後継製品若しくは同等以上の製品を同一の契約単価で提供すること。

（代金の請求）

第８条　　乙は、検査に合格した物品の代金を甲が指定する区分に取りまとめて、早期に官署支出官兵庫労働局長に請求書を提出する。

２．代金請求の際には、契約金額に消費税率を乗じて得た額を加算する。

（代金の支払）

第９条　　甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

２．甲が、自己の責に帰すべき事由により代金の支払を遅延した場合は、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約における利率で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

（使用済インクカートリッジの回収）

第１０条　　使用済インクカートリッジは無償回収すること。

２．使用済インクカートリッジについて、別紙「納入場所一覧表」記載の各官署から随時、１個からでも回収依頼を行うため、乙は関係法令等に従い適切に処理すること。

３．契約期間中に甲が回収依頼した使用済インクカートリッジについては、他業者（前年度契約業者）が納品したものについても回収すること。

４　回収する日時は、回収場所担当者と調整すること。

（瑕疵担保責任）

第１１条　　物品の所有権移転の後、１年以内に隠れた瑕疵又は、指定した仕様に適合しないものを発見したときは、乙は、甲の指示に従って、他の指定した仕様に適合した物品と取り換え、若しくは、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。

（権利義務の譲渡、継承の禁止）

第１２条　　甲又は乙は、本契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡又は、継承してはならない。

（契約の解除）

第１３条　　甲は、下記事項の一に該当するときは本契約を解除する。

１．第４条の期限内に合格品を納入しないとき。

２．乙が完全に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

３．乙が本契約の解除を請求したとき。

４．甲が行う検査に際し、乙が甲の職務執行を妨げ、もしくは詐欺、その他の不正の行為を行ったとき。

（違約金）

第１４条　　乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に納入しなければならない。

２．甲は、前条３の請求が、天災・地変その他正当な事由に基づくものと認めたときは、前項に基づく違約金の納入を免除する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１５条　　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

２．乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１６条　　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が、刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２．乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３．第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１７条　　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約期間）

第１８条　　本契約期間は契約締結日から平成２８年３月３１日までとする。

（契約金額の改定）

第１９条　　本契約期間中に、経済変動その他の事由により契約金額が不当と認められるときは、甲、乙協議の上これを改定する。

（属性要件に基づく契約解除）

第２０条　　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第

２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２１条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第２２条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２３条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第２４条　甲は、第２０条、第２１条及び第２３条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第２０条、第２１条及び第２３条第２項の規定により本契約を解除した

場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（再委託の禁止）

第２５条　　本契約の履行に関して再委託することは認めないものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第２６条　　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（信義誠実の原則）

第２７条　　甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（条項解釈）

第２８条　　本契約に関し疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については甲、乙協議のうえ決定する。

以上

本契約の締結を証するため、本証書２通を作成し甲、乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　兵庫県神戸市中央区東川崎町１－1－３
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長

乙

契約単価一覧表

（２）－①キヤノン製印刷機等用のインク等消耗品

No.	品名	純正品番	単価
1	インクタンクBCI-19Black　ブラック	BCI-19BK	
2	インクタンクBCI-19Color　カラー	BCI-19CLR	

※　　単価欄については、消費税抜きの金額を記載している。

契約単価一覧表

（２）－②リコー製印刷機等用のインク等消耗品

No.	品名	純正品番	単価
1	マスター　ｍ－５０　＜Ａ３＞	613901	
2	インキ　ｉ－５０　＜黒＞	613902	
3	インキ　ｉ－５０　＜赤＞	613903	
4	サテリオマスター　タイプⅠ　＜Ａ３＞	613704	
5	サテリオインキ　タイプⅠ　＜黒＞	613703	
6	サテリオインキ　タイプⅠ　＜赤＞	613706	

※　　単価欄については、消費税抜きの金額を記載している。

契約単価一覧表

（２）－③デュプロ製印刷機等用のインク等消耗品

No.	品名	純正品番	単価
1	インク　ブラックSOY	ＤＵ０４Ｌ	
2	インク　カラーインク　レッド	ＤＵ２３Ｌ	
3	ロールマスター	ＤＲＵ８５	

※　　単価欄については、消費税抜きの金額を記載している。

契　約　書

支出負担行為担当官　兵庫労働局総務部長　　（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、
平成２７年度理想科学製印刷機用のインク等消耗品の購入・納入に関して、次の条項により単価契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　　乙は、別添「仕様書」等に基づき、甲の依頼する株式会社理想科学製印刷機用インク等消耗品の納入を実施し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額及び契約物品の仕様）
第２条　　本契約金額等は、下記のとおりとする。
（１）契約金額　　別紙「契約単価一覧表」のとおり。
（２）品目・仕様　　別紙「契約単価一覧表」及び「仕様書」のとおり。
（３）その他　　別紙「仕様書」のとおり。

（契約保証金）
第３条　　甲は、本契約の保証金を免除する。

（納　　入）
第４条　　物品を甲が指定する場所に納入するまでに要する費用は、乙が負担する。
２．納入場所は、別紙「納入場所一覧表」のとおり。
３．発注は、随時行うことができる。納入期日については、発注日から１４日後以降の日を発注毎に設定する（納入場所必着）。最終納入期限は、平成２８年３月３１日とする。
４．甲は乙に対して分割納入を指示することができるものとする。この場合、乙は納入先担当者と調整のうえ、分割納入を行う。
５．追加注文など早急な納入が必要となった場合は、上記の納入期限にかかわらず、柔軟に対応すること。
６．納品日の前日までに発注担当者あてに納品予定日を書面等により報告すること。
７．納入時には、各納品場所に「納品書」を交付すること。

（検　　査）
第５条　　甲は、乙が物品を納入した日から１０日以内に検査を行わなければならない。
２．乙は、前項による検査の結果、不合格となった物品は、これを直ちに持ち去らなければならない。もし持ち去らないときは、甲は、これを処分することができる。
３．この検査は、納入場所において実施する。
４　甲は、この検査を終了したうえで納入物品の引き渡しを受けるものとし、引き渡しを終了した日をもって所有権移転の時期とする。

（納入期限の延長）

第６条　　乙は納入期限に合格品を納入できないときは、その理由を明示して甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

２．申し出があった場合において、その理由が天災・地変その他乙の責に帰し得ない事由であるときは、甲は相当と認める日数の延長を認めることができる。

（仕様の変更）

第７条　　甲の申し出により、物品の仕様などに変更が生じた場合、乙はこの申し出を拒むことはできない。

ただし、その場合第２条の契約金額の増減及び第４条の納入期限の伸縮については、甲、乙協議の上決定する。

２．契約品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、事前に通知のうえ後継製品若しくは同等以上の製品を同一の契約単価で提供すること。

（代金の請求）

第８条　　乙は、検査に合格した物品の代金を甲が指定する区分に取りまとめて、早期に官署支出官兵庫労働局長に請求書を提出する。

２．代金請求の際には、契約金額に消費税率を乗じて得た額を加算する。

（代金の支払）

第９条　　甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

２．甲が、自己の責に帰すべき事由により代金の支払を遅延した場合は、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約における利率で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１０条　　乙が、自己の責に帰すべき理由により第４条の期限内に合格品を納入しない場合は、第６条第１項の乙の申出に基づき、甲は乙に納入期限の延期を許可したうえで、甲は乙に損害金の支払いを請求することができる。

２．前項の損害金の額は、当該発注に係る代金相当額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額とする。

３．甲は、第６条第２項の場合において、その申出が正当と認められるときは、前項の損害金を免除する。

（瑕疵担保責任）

第１１条　　物品の所有権移転の後、１年以内に隠れた瑕疵又は、指定した仕様に適合しないものを発見したときは、乙は、甲の指示に従って、他の指定した仕様に適合した物品と取り換え、若しくは、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。

（権利義務の譲渡、継承の禁止）

第１２条　　甲又は乙は、本契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡又は、継承してはならない。

（契約の解除）

第１３条　　甲は、下記事項の一に該当するときは本契約を解除する。

１．第４条の期限内に合格品を納入しないとき。

２．乙が完全に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

３．乙が本契約の解除を請求したとき。

４．甲が行う検査に際し、乙が甲の職務執行を妨げ、もしくは詐欺、その他の不正の行為を行ったとき。

（違約金）

第１４条　　乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に納入しなければならない。

２．甲は、前条３の請求が、天災・地変その他正当な事由に基づくものと認めたときは、前項に基づく違約金の納入を免除する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１５条　　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

２．乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１６条　　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が、刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２．乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３．第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１７条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約期間）

第１８条　本契約期間は契約締結日から平成２８年３月３１日までとする。

（契約金額の改定）

第１９条　本契約期間中に、経済変動その他の事由により契約金額が不当と認められるときは、甲、乙協議の上これを改定する。

（属性要件に基づく契約解除）

第２０条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第２１条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第２２条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第２３条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第２４条　甲は、第２０条、第２１条及び第２３条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第２０条、第２１条及び第２３条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（再委託の禁止）
第２５条　本契約の履行に関して再委託することは認めないものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第２６条　　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（信義誠実の原則）

第２７条　　甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（条項解釈）

第２８条　　本契約に関し疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については甲、乙協議のうえ決定する。

以上

本契約の締結を証するため、本証書２通を作成し甲、乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　兵庫県神戸市中央区東川崎町１－1－３
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長

乙

契約単価一覧表

（３）理想科学製印刷機用のインク等消耗品

No.	品名	純正品番	単価
1	インクカートリッジ	ＲＩＳＯインクＤタイプＨＧ（黒）	
2	インクカートリッジ	ＲＩＳＯインクＤタイプ（赤）	
3	マスター	ＲＩＳＯマスターＤタイプＨＤ	
4	インクカートリッジ	ＲＩＳＯＳＯＹインクＲＰタイプ(黒)	
5	マスター	リソグラフＲＰマスター０７	

※　　単価欄については、消費税抜きの金額を記載している。